

料金項目	現行版 (Ver.4.0 2014/5/16改定)	変更版 (Ver.5.0 2020/4/1改定)																																																																				
1.2.7 時間外搬出手数料	設定なし	深夜早朝時間帯(22:00~6:00)に搬出する貨物1件につき900円を適用する。 ただし、1件の重量が1,000kgを超える場合は、1,800円を適用する。																																																																				
1.2.3 特殊貨物取扱料金	<p>上記1.2.1に定める料金に1日 1個につき</p> <table border="0"> <tr><td>(1)貴重品</td><td>¥200</td></tr> <tr><td>(2)動物</td><td>¥200</td></tr> <tr><td>(3)危険品</td><td>¥200</td></tr> <tr><td>(4)冷凍蔵品</td><td></td></tr> <tr><td>    10KG以下</td><td>¥70</td></tr> <tr><td>    11~100KG</td><td>¥80</td></tr> <tr><td>    101~300KG</td><td>¥150</td></tr> <tr><td>    301~1,000KG</td><td>¥270</td></tr> <tr><td>    1,000KGを超えるものについては</td><td></td></tr> <tr><td>    1,000KGまたはその端数毎に</td><td>¥100を加算する。</td></tr> </table> <p>a)特殊貨物とは冷蔵品(+5℃)、冷凍品(-5℃~-20℃)、危険物、動物(AVI)、貴重品(VAL、ARM、NRC)を指し、特殊保管施設を利用する。 b)定温庫(16~20℃)の空調装置運用期間については、別途、TIACTが定める事とする。 c)定温庫(16~20℃)料金は無料とする。 d)本特殊貨物取扱料金は、貨物搬入日から適用する。</p>	(1)貴重品	¥200	(2)動物	¥200	(3)危険品	¥200	(4)冷凍蔵品		10KG以下	¥70	11~100KG	¥80	101~300KG	¥150	301~1,000KG	¥270	1,000KGを超えるものについては		1,000KGまたはその端数毎に	¥100を加算する。	<p>上記1.2.1に定める料金に1日 1個につき</p> <table border="0"> <tr><td>(1)貴重品</td><td>¥200</td></tr> <tr><td>(2)動物</td><td>¥200</td></tr> <tr><td>(3)危険品</td><td>¥200</td></tr> <tr><td>(4)冷凍蔵品(-20℃、-5℃、+5℃)</td><td></td></tr> <tr><td>    ①バラ貨物</td><td></td></tr> <tr><td>        10KG以下</td><td>¥120</td></tr> <tr><td>        11~100KG</td><td>¥140</td></tr> <tr><td>        101~300KG</td><td>¥230</td></tr> <tr><td>        301~1,000KG</td><td>¥400</td></tr> <tr><td>        1,000KGを超えるものについては</td><td></td></tr> <tr><td>        1,000KGまたはその端数毎に</td><td>¥100を加算する。</td></tr> <tr><td>    ②ULD単位貨物</td><td></td></tr> <tr><td>        1台 1日につき LD3のみ</td><td>¥3,500</td></tr> <tr><td>(5)定温品(生鮮棟、Pharma Transit)</td><td></td></tr> <tr><td>    ①バラ貨物</td><td></td></tr> <tr><td>        10KG以下</td><td>¥30</td></tr> <tr><td>        11~100KG</td><td>¥40</td></tr> <tr><td>        101~300KG</td><td>¥50</td></tr> <tr><td>        301~1,000KG</td><td>¥80</td></tr> <tr><td>        1,000KGを超えるものについては</td><td></td></tr> <tr><td>        1,000KGまたはその端数毎に</td><td>¥30を加算する。</td></tr> <tr><td>    ②ULD単位貨物</td><td></td></tr> <tr><td>        1台 1日につき LD3</td><td>¥1,500</td></tr> <tr><td>        1台 1日につき LD3以外</td><td>¥3,000</td></tr> </table> <p>a)本特殊貨物取扱料金は、貨物搬入日から適用する。 b)冷凍蔵品のULD単位貨物は、+5℃のみ利用可能とする。 c)定温品のULD単位貨物のLD3以外は、生鮮棟のみ利用可能とする。</p>	(1)貴重品	¥200	(2)動物	¥200	(3)危険品	¥200	(4)冷凍蔵品(-20℃、-5℃、+5℃)		①バラ貨物		10KG以下	¥120	11~100KG	¥140	101~300KG	¥230	301~1,000KG	¥400	1,000KGを超えるものについては		1,000KGまたはその端数毎に	¥100を加算する。	②ULD単位貨物		1台 1日につき LD3のみ	¥3,500	(5)定温品(生鮮棟、Pharma Transit)		①バラ貨物		10KG以下	¥30	11~100KG	¥40	101~300KG	¥50	301~1,000KG	¥80	1,000KGを超えるものについては		1,000KGまたはその端数毎に	¥30を加算する。	②ULD単位貨物		1台 1日につき LD3	¥1,500	1台 1日につき LD3以外	¥3,000
(1)貴重品	¥200																																																																					
(2)動物	¥200																																																																					
(3)危険品	¥200																																																																					
(4)冷凍蔵品																																																																						
10KG以下	¥70																																																																					
11~100KG	¥80																																																																					
101~300KG	¥150																																																																					
301~1,000KG	¥270																																																																					
1,000KGを超えるものについては																																																																						
1,000KGまたはその端数毎に	¥100を加算する。																																																																					
(1)貴重品	¥200																																																																					
(2)動物	¥200																																																																					
(3)危険品	¥200																																																																					
(4)冷凍蔵品(-20℃、-5℃、+5℃)																																																																						
①バラ貨物																																																																						
10KG以下	¥120																																																																					
11~100KG	¥140																																																																					
101~300KG	¥230																																																																					
301~1,000KG	¥400																																																																					
1,000KGを超えるものについては																																																																						
1,000KGまたはその端数毎に	¥100を加算する。																																																																					
②ULD単位貨物																																																																						
1台 1日につき LD3のみ	¥3,500																																																																					
(5)定温品(生鮮棟、Pharma Transit)																																																																						
①バラ貨物																																																																						
10KG以下	¥30																																																																					
11~100KG	¥40																																																																					
101~300KG	¥50																																																																					
301~1,000KG	¥80																																																																					
1,000KGを超えるものについては																																																																						
1,000KGまたはその端数毎に	¥30を加算する。																																																																					
②ULD単位貨物																																																																						
1台 1日につき LD3	¥1,500																																																																					
1台 1日につき LD3以外	¥3,000																																																																					
適用規定	<p>・各適用料金項目の「1件」とは、「1AWB」をいう。但し、1.1.ターミナルサービス料金(基本料金)の1件とは、搬出1件をいう。 ・消費税を含む料金の端数がある場合、その端数を切り上げて計算します。 ・1個の重量に1kg未満の端数がある場合、その端数を1kg毎に切り捨てて計算します。但し、1個の重量が1kgに満たない場合は、1個1kgとして計算します。 ・「仕分された混載貨物」の保管日数の算出は、最初に搬入した日に遡り計算します。 ・「仕分後の混載貨物」は仕分された各貨物を1件として取扱い計算します。 ・「貴重品」、「危険物」とは、それぞれIATAの規定に定める貴重品、及び危険物並びに税関または航空会社からその旨の指示があったものをいう。 ・「冷蔵蔵品」とは、航空会社または荷受人からの指示により、冷蔵・冷凍の状態で保管される一切の貨物をいい、その保管需要が一時的に集中し、特殊保管施設に収容余力が無くなった場合において、特別の措置等を行った時の料金については、次による。 a)ドライアイスを使用する事により、冷凍蔵品を特殊保管施設に保管したと同様の状態で保管した時は、その冷凍蔵品につき「1.2.3.特殊貨物取扱料金」を適用する。 b)ドライアイスを使用する事によっては、冷凍蔵品の保管につき航空会社または荷受人の指示を満足する事が出来ない為、その冷凍蔵品の保管につき特別の措置、作業または手数を要した時は、それらの措置、作業または手数につき「1.2.7.作業及び立会い料金」、または「1.2.18.その他実費」を適用する。 ・メディカルゲートウェイ利用に関しては、別途御相談下さい。</p>	<p>・各適用料金項目の「1件」とは、「1AWB」をいう。但し、1.1.ターミナルサービス料金(基本料金)の1件とは、搬出1件をいう。 ・消費税を含む料金の端数がある場合、その端数を切り上げて計算します。 ・1個の重量に1kg未満の端数がある場合、その端数を1kg毎に切り捨てて計算します。但し、1個の重量が1kgに満たない場合は、1個1kgとして計算します。 ・「仕分された混載貨物」の保管日数の算出は、最初に搬入した日に遡り計算します。 ・「仕分後の混載貨物」は仕分された各貨物を1件として取扱い計算します。 ・「貴重品」、「危険物」とは、それぞれIATAの規定に定める貴重品、及び危険物並びに税関または航空会社からその旨の指示があったものをいう。 ・「冷蔵蔵品」、「定温品」とは、航空会社または荷受人からの指示により、保管される一切の貨物をいい、その保管需要が一時的に集中し、特殊保管施設に収容余力が無くなった場合において、特別の措置等を行った時の料金については、次による。 a)ドライアイスを使用する事により、冷凍蔵品を特殊保管施設に保管したと同様の状態で保管した時は、その冷凍蔵品につき「1.2.3.特殊貨物取扱料金」を適用する。 b)ドライアイスを使用する事によっては、冷凍蔵品の保管につき航空会社または荷受人の指示を満足する事が出来ない為、その冷凍蔵品の保管につき特別の措置、作業または手数を要した時は、それらの措置、作業または手数につき「1.2.8.作業及び立会い料金」、または「1.2.20.その他実費」を適用する。</p>																																																																				